鉗狂人

210.3
To339Mk

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk

ガラス使用

210.3 To339Mk

鉗狂人序

吉田氏藏書

国立国会
26.9.10
図書館

244992

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

文政二年三月

從四位下度會神主氏允

鉗狂人

いづこ乃いかなる人にかあらむ。近きころ衝に殿といふ書紙あらはして。みぐりに大御国のいかしへをいやしめおとして。かけまくもいとゝもかしこ起皇統をうへ尓。たゞかぎりもなくあらぬまぢに論じ来れるなど。むとゝり狂人の言へ。故今これを辨じて。名づくることかくなりぬし。

彼書ニ云上古の世紀天神七代地神五代となづけて。これを神代といふ。神武紀尓此写紙一百七十九葉二

国立国会図書館 タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk ガラス使用

千四百七十餘年とす。此年数もとより論ずるに無らず。
此年数を。自天祖降臨以逮于今とのまば。迩々藝命の天降り
坐しよりこなたの。その上文に我天祖とのるを。迩々藝命なるにて
知べし。然るを今七代五代を合せての年数のぬくいへるハ誤なり。
忍穂耳命よりのなれ年数ハ。なかいく百萬年といふことを
しらず。さて此年数を論ずるに無らずといふを。甚しきみぞり
云なり。論ずるに無らざること。何をもて知まるにかいぶかし。
すべて神代の傳説ハ。みな大に霊異くして。尋常の事理にたと
ゆるなり。人みな是を伝ずることのたれど。そこに此事を解釋する
人を。おのがんのおくかたに万々いひ曲て。今日の事理にかなふ

さ万に説なれ先生たる。そはみな漢籍を惑ひたる私ごとの。
おのがんをもて思ふかたにいひまげば。もろくのことゝいかやうにも
いひ曲らるべし。然るに今論者のやきハ。志かいひまぐるるの非
なるを知るなり。知ふるに論ずるに無らずとして。すべて神代
の傳へをバ取らざるの。これかの己がんにまかせていひまぐるよりを。
少しまされるに似たれた。霊異きを以てこれを伝ぜざるは。
又同しく漢籍をにまどへるものの。凡てからぬえごろハ。尋常
の見聞の事理になづえて。甚小量なるものの。いかにといふに。まこ
との理といふものハ。はなはだ霊異しく妙なるものにして。さら
に人の小さ智をもて測識べきところにあらず。人のよくも

り望まる所は。まづかにその百分が一にも及ぶべからず。然れば
此天地の内にも外にも。上古にもゆくさ行にも。思ひの外なる
いかやうの奇異（アヤシ）きるすれ行らむを測知（ハカリシリ）がたきざなるを。漢国
のならひとして。古への聖人といふものは始め世の人みな。おのがん
をもてよろづを思ひはかりて。かく行はべき理ぞ。かくハ行るまじ
理ぞと定めて。その己が定めるところを理の至極と思ひ。此理
の外ハ有きことゝんは先り。その驗（コヽロ）むるところとてハ。書典にのせる
所。三千年にあらざる内のすふして。その間（フヒグ）に無きすハ。天地乃
始まりも殆（ヨリ）にも決めて無き理と思ひ。又その間の年数を。いと
いと久しきすと思ふ先り。天地の無窮なる所ひざにとりても。

二千年三千年などハ。ただいさゝかれなどなるべきに。其事に
無（ナ）しとて無きに定めむハ。智の基（タ）小量なるにあらずや。其
べく人の智ハ。かの聖人といふ者といへた。限（カギリ）ありてなるゆえ知ら
ぬすハいと多き代。ましてその聖人にも及ばぬ人をや。今
論者神代の年数を信ずることあらハざるも。此漢言に
惑（マド）ひおぼれて。まことの理の測（ハカリ）がたきすれ思ハず。天地の始
殆乃基（タ）久遠なるべきことは思ハざるより起（オコ）まり。或人琉球
国にまかり渡りて。こゝ有すたかたりきる中に。加賀殿と
中せ法大名は。百万石の地を領じ給ふ人といひけれバ。かしこ
のかしこき人あざわらひて。日本人の物語ハみなあらごと

那り以上とて。少ずなりに以上とぞ。ひだへのよく似たること
なり。すべて那まちりしく少し智なる人。深ぶえんにう
つりぬれば。いよくその智小量ゆなる後。返りて智の開
きたるぬく思ふことをこれまで。もしその小量那るからぬえ
ごころ後清くなれて。まことの理ハはかり知がたきもの
ぞといふことをぞふよくしたりなバ。神代に疑ひハなるべから
ぞ。抑皇國を。四海萬国を照し坐まし天照大御神の生坐
る御つ御国にして。その皇孫命ハ。天より降りましくて。
天地とともに遠長く志ろしめ先を御国那れバ。萬國ハ
元にして。萬国にすぐれたるがなかに。天地の始より神代の

るすたいと詳ゆ正しく傳ハ上来て。今も古事記日本紀ゆ
のこれ上。外国ハ天照大御神の生ませる御国にならぬ。皇孫
命の志ろしめ先御国にあらぬるがなかに。はじ先より定まれる
君ぞふなくして。悪神ところをえてならびつゝ。国治まりがた
く。その時くかしこきものつよき者ならそひて。かたるく君長
とハなりて。いとくみだりがたしきから。天地のたじ先神代
のるすたも。正しく詳なる傳説なくして。今まのならぬ上
世を照しまふ日神の始をすらえ知りなれば。ただ例のおのれ
おのれがちりしらんにまかせて。天地の始をも萬のるすをもおし
はかり好説をのこれして。返りておもしきをかしこきるすにおも

へり。ちるハ正しく詳ふこそ知ら称。いづれの国をもおのくいさゝか
づゝ上古の傳説ハ有て。そのまことの傳へハ。いづれも奇霊(アヤシ)きる事
多くして。神代紀の心ぢへ不似たりけむを。漢国などにハそれ
かたハしれのこれるをも。みな不經虚誕なりとして。とりあげ
ざりしから。漸ふ失(ウセ)ゆ紀つゝまれふれるゝ。殷の代などまでも
なほ上古の傳へを守しるもすつとおぼし紀ふ。周ふ至て周公
且といふをれこ。聖人といたるゝ中にも。殊ふ邪智ふかく。知さすに
ちかしらをのみ用ひしより。いよく世人のちかしらん増長せり。
抑此天地ハ。漢国人のつゝにいふなる太極陰陽などのなき小理ふ
てハ。決て成立をなじく。されハ霊(アヤシ)異く微妙なる理をて成

立しるべけれバ。神代の事迹ハもとより甚しやしきるものを
多くるべきわけ。又天地出来てより以来ハ。甚久遠なるべけれバ。神
武紀に出たる年数も何ゝハ疑ふべき。先を虚妄ゝとして取(ラ)
ざるハ才ゝに忌昧ゝといふべし。和国人をもとより神代の正し
きまことの傳説を志らざるものなれバせむかたなし。ありが
たくも皇国にハかゝるまことの傳へだとのみをして。皆人これを
うかゞひ知ることなるふ。これを信ずることなるハどして。かへ
りてかの和国の風俗をかしこ紀ことふ思ひ信ずるハ。いか
なるまどひぞや。その才に疑ひながらも萬(タフト)むともがらも。
なほその惑ひ浅きを。此論者のぬく人よりすぐ秘てかし

244992

国立国会図書館 タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk ガラス使用

こからむとて。むかしゆるに是後廢(スツ)るハ。いよくまどひの甚しきえ。かくさくしく辨じても。千數百年にしみ付たるからぬえん乃癖(クセ)ハ。なかなかしみやうにハ除(ノゾ)こりがたかるべけれど。たちまちに信ずる人ハよりもまりがたかるべけれど。人ハいかにかしこきも智ありぎりのまて。なかに小(チヒサ)きあるれバ。誠の理ハ測(ハカリ)知(シリ)がたき物ぞといふるをばかにはとりなバ。まどふことハまてまじきぞかし。けてかの神武紀の天孫臨降以來の年數を。今かりにその三代にむとしく分つときハ。一代大よそ六十萬葉ばかりにあたるべきを。古事記に日子穗(ヒコホ)〻手見(デミノ)命坐高(マシマスヿ)千穗宮伍佰捌拾歳とある。かくのめく此尊の年數の甚短く。又神武天皇に至りてハいよくちぶまり給つること。人の疑ひあるべけれど。されハ必(ス)給るべきなのまことえ。その事ハ古事記傳に詳にいへまバ。こゝにハ畧きつ。

天神七代を名のこにして人體なし

人體なきことなのをもて知まるにか。古傳ハ信ぜず。已がんにおしはかりてかくいふを。例の漢籍(カラブミ)之(ゴロ)の俗習え。

地神五代の始先ハ西土の西漢の時にあたる

まづ地神五代とかはるす。古書に見えず。大に遠へる称え。其なを。天照大御神 天之忍穗耳命ハ高天原に坐ませバ。天つ神とかはるものとより論なし。迩〻藝命ハ此土に天降り給へた。

是も本天つ神ん。日子穂ゝ手見命菅不合（フキアヘズ）命ハ此土に生坐（アレマシ）ぬ
ましたる。此二代をも天つ神の御子と申し。天孫などこそ申せ。地
神と申せることなし。姓氏録に神別の諸氏を三ッに分て。天神
天孫地祇といへるに。此代くの御後をバ天孫部に收免て。地
祇にハ收免ざるを以て知べし。御ましバ地神五代と申し称ハ。古へを
も知らざる後世人のみだりにいひ出たることゝ。これハこゝの論ハ
熟意にあづからざるゆゑ也。かくいふハ胴とが免に似られた。
此論者古意古言を知ましば。古事記日本紀をまことによく解
することあるハずして。上古を論ずること甚みだりなるなに。
いさゝか驚かしおくん。此出ハ熟すべて古へに昧（シラ）きこと。皆此類ゝと

知べし。さて天照大御神の高天原をしろしめし初しハ。かの一百
七十九万餘案よりなほ遥（ハルカ）に古へのゆゑにして。其年数ハ他人
ごとなれバ。幾百萬案といふこと知ましば。然るに今例の漢国
のまづかに夏殷の代などよりこなる此年紀を立て。さかくいふ
なる小き説に知らひて。これ故はからむとするハ。いとくおふ
けなくなむ。

辰韓ハ秦の亡人にして。素戔嗚尊ハ辰韓の主なり

此皇國をもろこしの秦の代より後のゆゑとし。又何事も
皆韓より起ましとする。論者の熟意のあん。然ました須佐（スサノ）之
男（ヲノ）命を辰韓の主といふこと。さらに捜なし。固て捜ずるに

これを神代紀に。此神新良の国に降りしことあるをもて據とするなるべし。そは新良即チ辰韓とおもひていふめれど。これ大に誤れることなり。抑須佐之男命ハ天照大神の御弟命にましませバ。かの徒らにしくハ周ノ武王が箕子を朝鮮に封ぜしなどよりも。数百年以前の神にてましませバ。くらぶべくもあら辰韓の辨などに及バざることなれど。姑く論者のいふを立ていはむにハ。まづ新羅を辰韓とおもへることと兼忽し。そのすぢハ先ヅ韓地の沿革を詳にして後に辨ずべし。抑今の朝鮮国ハ。古への三韓朝鮮なる句麗穢貊沃沮などいふ国々を混一したるものにて。二韓の地ハ今の朝鮮の内の南方半分ばかりなり。三韓とハ馬韓辰韓弁辰の三ツにして馬韓ハ西にありて大なり。辰韓ハその東にありて小なり。弁辰ハ辰韓の南にありて是も小なり。むかし周ノ武王が箕子を封じたりし古への朝鮮ハ。三韓の北にありて一小国なりしを。漢ノ代の始つかた。燕の亡人衛満その国を奪て。孫の世まで合せもちたる。此時ハやゝ大にして。傍カタハラなる麗穢貊沃沮などをも奪ひ合せたれど。これらの国々にも別に君長ありけり。然れど又南なる三韓ハ別にして馬韓に五十余国。辰韓弁辰におのおの十二国ありて。すべて七十餘の小国有り。さて魏志にハ。弁辰の内に二十六国あるその名などを挙たる中に斯盧国といふあり。これ新羅なり。北史の新羅傳に亦曰斯盧國トといへり。又唐書に新羅ハ弁韓

苗裔也といひ。又代史ニも新羅ハ弁韓ノ之遺種也といへり。然ハ
バ新羅ハこれ弁辰の中ニ一国ニして。辰韓ニは非ること
明らかし。然るをもろこしにてもこれ誤りて辰韓と
ゐれたる者なり。北史ニ新羅ハ者其先本辰韓ノ種也といへる
たぐひ是也。こは弁辰を弁韓とも弁辰韓ともいへるなれ。
辰ノ字によりて辰韓とまぎれたる物也。又漢書ニハ三韓と
いふ名ハ見えずして。これを辰國といへり。後漢書にも三韓ハ
皆古之辰國也といへり。然るを魏志ニ辰韓ハ者古之辰國也と
いひ。顔師古が漢書の注ニも辰ハ辰韓之國（ナリ）といへる。是らも辰ノ字に
よりてふと誤まるものゝ。さて新羅ハ。魏志ニ出たる所ハ甚

小国と呼べて。晋書にも其傳なく。宋書魏書ハどにも百濟の
傳ハなかれ。新羅傳ハ略し。北史南史ニ至て新羅傳もあり。
然れバ漸くに強大に成て。その比ハ高麗百濟と鼎足のぬくお
並たりとみゆ。日本紀ニ見えたる趣も然也。かくて後ハもはら
此三国をさして三韓といふ名ハ。其本ハ然らず。其中に百濟
を高韓とするハ遠ハず。新羅を辰韓とするハ誤なること上
ニいへるがぬし。又高麗を弁韓とするハ殊に遠へり。弁韓ハ三
韓ノ中ニも最南に在。高麗ハもと三韓とハ別ニして。韓鮮穢
貊などをへだてゝ北方ニ有しバ也。後ニ漸くに大国となりて。傍
国を多く併（アハ）せたれ。そのかゝ猶弁韓の地ハその域内ニ

ゐらざるをや。けて三韓のるゝ。漢国の代々の史に記するところ。次第
に本史の文を以て誤りてまぎらはしたるゝ。かの弁辰と辰韓とを
混じたる類いと多し。ゆゑむ人よくせずば誤りぬべし。今ハ
その代々の史を引合せて考へたるところ。件のぬくに。然るに
論者漢籍をバ見たすゝに伝じて。かくのぬく誤のつるをもえ
けさらば。新羅即チ辰韓と云ひて。姓氏録なる新良のるゝを引合
せていへるなど皆謬に。新羅ハ弁韓にして辰韓にハ非ること。上件
のぬくなれバ。須佐之男命辰韓にハ縁なし。抑今論者上古の傳説
を破りて。新説を立(タテ)むとおもふバ。その本づく所をよく固(カタ)めおきて
こゝにいふべきなるに。その考へ甚粗忽にして。根本とする所に

まづかくのぬきお遺ゐるゝへハ。餘も准へ知べきに。又秦の亡人
云々の文を。後漢書魏志晋書等に記せるまゝ如るに。その
本をば考へ見ざるにして。いたく後世の東國通鑑に按て
定免たるハいかゞ。たゞから書(ブミ)にてゞにゐるまゝバ。何もの書にて
もみなたしかなる物と思へるにや。

姓氏録右京皇別新良貴(シラギハ)彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊
男稲飯命之後也是出於新良國主稲飯命出於新羅
國王者祖合日本紀不見

姓氏録此條板本ハ誤れて其義ゆへしれず。おのもさ記に古本
二本を以て校合したりしに。いづれも是出の出字なく。國

字の下に即為國の三字有て。是於新良國即為國主とあるを。
是にてよく出たり。出於の出字ハ。下にも出於とある本より
まぎれて。上にも入れ。又即為國の三字ハ。國字ハ二ツあるより
まぎれて脱(オチ)たるなり。もし己が古本といふを疑ハゞ。其本(ホム)世
間にも見えてゐべし。さて其下の文を。古本も皆板本と同
じことゝ。猶誤なべし。こゝろみにいたゞ。下の出於を二字とも
衍にて。稲飯命ハ新良國王之祖也とやうきむ。かゝらばかく
ぬくれたゞハ上文と意貫(ツラヌ)かばゆるすゝ。此命新羅国へ渡り
なへ事とおぼしきことあり。其よし古事記傳にいへり。さて論者
これ後こゝに引たるを。神武天皇ハ周恵王よりはるかに後

なりといふ説にしたるなれども。件のぬく板本脱誤あり。
論者の意とハ反覆したるなれば。さらにかなハぬ。そも
そも論者。何をなりたる引出て。己が説を助けむとするんのこ
ゝろみをやれるから。いさゝかも三韓にかゝれることあるをバ。
見つくるまゝに引出て。文義の坐しぬにもんつかば。やうれ疎
漏ありて。中々に強(シヒゴト)事ハあらはれ。いで板本の
誤なる由を。稲飯命を菅不合葛の男といひなれば。たちまちに
まゝ出於新良国主とハいかゞ。もし然らば菅不合葛をも共に
新良王より出ゐたるまや。姓氏録ハ。此論者などの説のぬく
口にまかせていふべき私の書にハあらば。朝廷に進(タテマツ)る公の出な

なるに。皇祖なる葺不合尊を。新羅王より出たりとして可ならむ
や。又稲飯命も。新羅王より出給へば。此姓は諸蕃にこそ収む
べけれ。いかでか皇別には収めむ。皇別に収むるは。神武天皇の
御兄命にましませばなり。

神武帝の辛酉元年を周恵王十七年にあつれども周
　恵王の時に何ぞ辰馬の二韓あらむ

論者らが漢国の書をのみ據として。三韓などをもみな周の代
よりは後のことと思ふめれど。然らざることは。漢国にてその国なる
ことを知りたるこそ。周より後にてもあるらめ。さる国はもとより
有て王もあるべく。天地のはじめより数百万年の間にはいく
たびか変易ありて。国の盛衰人物の有無増減などもありけるべし。
然れども外国は遠くて上古の伝説詳ならざれば。はるかに上代
のことは。伝はらざることもあるべく。又伝はりたることどもも。
いつの代といふことなどは定かならざるべき故。漢国の書に然
せざるが如きをば。おしなべて皆後のこととし。それより以前はさる
その国々もなかりしやうに思ひなせり。例のいと小きさんこと。かの辰
韓の如きも。周の末秦の時にこそ。えらく云人の境まで秦の亡人
の来てより人物はふえそめけめ。それよりはるかに古へには。又人物
もさるよし有しも測(ハカリ)がたし。ことに辰韓はいかにもあれ。
須佐之男命の降り給ひしは。弁韓の新羅なれば。辰韓の始め

ホハかゝることなし。けてこゝ辰馬の二韓といへるハ。上ノ引ル東国通鑑ニ。辰韓ハ常ニ用テ馬韓人ヲ作ス主トといへるなり。馬韓のみをも出せるゝ。これ又晋書等の文ゝ。かくてる韓をも周より後のみとせるゝ。ゆゑ東国通鑑などに。百濟などの始祖をも。漢代とせるによりなるべし。然れ共その後世までつゞきたる王乃始祖こそ漢代までもあるを見。それより以前にも。その先祖なるぬ王も有べし。又百濟ハもとハ。高韓五十餘国の内の一国にてこそ有れ。五十よ国おのく王もあるべきに。いづれもみな周より後ゝとハ何をもてしるむ。又後漢書に三韓皆古之辰國也馬韓最大共立其種為辰王盡王三韓之地其諸國王先

皆是馬韓種人焉ともいへるによれバ。もと三韓の總王もあるゝ。其諸國の王もみなる韓種人にて。七十餘国ありつるを。おとゞくく何れの代より始まるといふことを知べきにあらず。こゝ百濟等三国の始祖に准じて。みな古とぐく漢代より始まるとせむハ。誤説なるべしや。

五代の年数知べからずといへた。大己貴命ハ素戔雄等の子にして。其子事代主命の女姫蹈鞴五十鈴姫命神武天皇の后なれバ。其大概察すべし

大己貴命を須佐之男命の御子ゝとハ。日本紀によりていへるなれ共。たゞ記によるに。実ハ六世の御孫にして。其号五世の神名を

一ニ見えたり。すべて上古ハ先祖をバいく世までもみな於夜（オヤ）といへり。
あれ祖字をもしか訓（ヨメ）ま。又子孫をバいく世までも皆子といへり。
代々の天皇ハ天津神ノ御子と申ハ此ても知べし。されバ日本紀
に須佐之男命ハ子とあるも。もとの傳へ子孫のことにてあるし
なり。さて又五十猛姫命を事代主命の御女といふも。神武紀ばか
りかいなでかゝりていひてハ遠ふことゝ。かの姫命ハ神代紀に事代
主神八尋鰐（ヤヒロワニ）に化（ナリ）て。三島の溝樴姫に逢て生（ウミ）ませる御子ゝ。されば
御父も事代主神の現身（ウツシミ）にハあらぬ。後に此神を祠（マツ）まる神
社の神霊（ミタマ）の。八尋鰐に化（ナリ）ましての御子ゝ。これを古事紀の傳へ
にてハ。三輪之大物主神の御子とせるを合せても知べし。大物主

と申ハ三輪に祠（マツ）る御名ゝ。あれに三輪之といへり。然まバ大物主
にも御事代主にも御事。その現身にハ非ず。神社にまつまる
神霊なるなと明らせし。大和国の事代主神を祠まる神社
これかも也。又神霊の男身をあらはして女を娶ま。子を生給へ
ること上代にハ例多し。凡て神に現身をいふと。後に社にまつる
神霊をいふとのかゝり有。ことゝハ天照大神とハ。神代紀のめく現身
をもゆ。又伊勢文にいつ起まつる神霊をもゆ。ことゝ。普通の神学
者ハ。かやうのくはしき子細をバえ考へさらぬして。かの事代主乃
御女のるすをも。さゆゑ疑へるすれども。精密なる古学の眼
をもてみれバ。いと明らかなるものゝ。されらハ年代の論にハ

要なりければ。論者古へ昧(クラ)くして。かゝる事をも得ぬまで。みだりに
論ずるなれば。いさゝかこゝをも辨ずるに。年代のるすハ上にいへるぬく。神
代ハ一世といへば。いとく久遠なることなれば。ゑとひ神武天皇の
后須佐之男命の直(チギ)の佐女までも。すこしも妨(サヘタゲ)なきおもとや。
神武天皇元年辛酉ハ後漢宣帝神爵二年辛酉にして云々
かくのぬく六百年減ぜざれば三國の年紀符合をば
三國とハ新羅百濟高麗をいふなるべし。その年紀ハ外にも
考ぬべきところなければ。三國史記東國通鑑などにもていふ
なるべし。ちまたの書ハことに後のおもにして。信じがたけれど
おほく。年紀などもあがつるすなおほくて。古のるすなを記

せるハすべて撥とするにあらざる物なるに。けるるすをもいひ
はからびして。ゆくりなく誤撥としたる。論者の淺見おし
たかられてけりけれ。もし此と彼と後照して正さむとなら
ば。吾國の古典と古典とによく考へ合せてこそ正すべきに。
古書の考へも甚無忽にして。遥りて迂遠なる他國の謬誤
おほき後世の書を以てこゝを論ずるは。譬(タト)へば隣の屋根を
準として。己が家の梁を傾(カタブ)きたりといはむがぬし。屋根を
片低(カタサガ)りなる物なることにて。ぬしもものしるすへ。さて宣
帝神爵ハ前漢なるを。後漢といへるハ傳写の誤也。さて神武
天皇元年を。六百年こなたへちゞ先て。漢宣帝神爵二年

としも定めたるハ。例の東西逕鑑ハ。新羅の始祖の元年を。かれ
宣帝の五鳳元年にあてたるに授ふなるべし。五鳳ハ神爵の次の
年号にて。辛酉神爵二年始まばし。抑かくのぬく年を定め
ていへるもいとをうし記すれ。其ハ日本紀の年紀を用ひ
たて。六百年遠へりとする程のものゝ。辛酉とするをバ用ひたるハ
いかに。かれ元年のかれらば辛酉なるべきことハ。何によりて知れる
ぞや。六百年も遠へる物なるバ。辛酉ハいよ〳〵おぼつかなきこと
なるべしや。笑ふべし〳〵。さて論者のかくのぬく定めたる年
紀も。又かれ須佐之男命を新羅王人といへると符合せず。いか
にといふに。新羅の始祖元年漢の五鳳元年にあたり。神武帝

れ元年もその三年おの神爵二年にあたるむに。帝の后れ
曾祖父なる須佐之男命新羅王なるバ。かれ始祖元年より百餘
年れ前にあたべしいかゞ。もし須佐之男命ハ始祖よりおの王人と
せば。その年紀を又何を以て定めむ。然まバもし強て此年紀
を合をむとせバ。猶百餘年ばかりもたれたへちゞ免て。垂仁
天皇の御代の末ごろにあてざれバ合ざるに。猶又東西逕鑑の
三国れ年紀を。論ずべきものを多かれた。くゞ〳〵しけれど
もらしつ。

加くれだとく新しきるすなり史記にも朝鮮傳を
あまども日本傳ハ如し漢書にも如し

すべて漢国の歴史ヲ他国の傳を立てる例。おほくハ其国と通
好して。自国ヲ行づかるゝ事なるものゝ。史記ニ朝鮮傳のなるも。
自国ニ係せるゝ事あるなり。通好をば自国に行づかるゝ
事きゝ国ニハ。おほくハ傳を立てることなし。然るニ史記ニ傳なし
とて。新しく記すと思ふは。いとく思ふ。もし然らば。史記ニ傳の
なる記国ニハ。みなそれより後ニ出来たるにや知ふべし。又漢書
ニハ。別に傳ハなけれども。樂浪海中有倭人分為百餘國といへり。
後漢書ニは。倭凡百餘國自武帝滅朝鮮使譯通於漢者三十許國
といへり。漢武帝が朝鮮をほろぼしたるハ。ハ宣帝神爵二
年より五十年ばかりおなれば。これらをば神武天皇より前

のるとしていふ事や。

皇統

或記云。神武天皇は母ハ玉依姫。菩不合尊ハ其子ニハまし
まさば此年も菩不合尊よりハ長じ給へり。其先ハ呉泰伯
の苗裔より出させのふ中略後ニ□□南海を渡き大
倭国に饒速日命長□□を開きのへり云々神武天皇
此は末も仲哀天皇まで盡させのふ略按應神天皇ハいづ
くより出させのふや。胎中天皇いろく疑ハしく思ハるゝ
此説などハむげに淺はかなるゝ事にて。論ずるにもたらざれば。
かきまくもかしこ記皇統の法るを。よしもなきまちゞ不

いひまげなりたれバ。ゆゑしがたくていさゝかこれを辨ずるゝ。
まづ或記云といへるハ。実ハ論者の偽りてみづから造りたる説にし
て。神武天皇呉泰伯が後ゝといふ説を伝ふせむがためのあくこ
ゝ。いかにといふに。もし実に或記ならバ。かならず神武天皇ハ某の御
子ゝと御父をもいふべし。もし御父詳ならずバ。又そのよしを必い
ふべきなり。然るにこゝ菅不合尊御子にハましまさずとのこいひ
て。一云も御父のさゞハ如くて。まづ始に御母ハ玉依姫とのこいへる。
偽作の題言にならハなるものゝ。これ下の今按に。泰伯の苗裔此
詩に来て。玉依姫を娶てといふなりをいひて。此父のなりハ。今按をまちて知る

やうに他事合せたるゝ。又御父をさゞにいかに此いたぬ事どなれば。
御年始なり如どハいふべくもあらぬに。菅不合尊よりハ若し
なりといへるも。御従母兄弟とする今按を助ひむがためゝ。又
□ 事南海を凌ぎ云々といひて。その出給ひし地名の所を
虫哈にしたるも。又同じく下の今按の琉球を信ふせむ
ためゝ。又其勃真しなふ地名蠹魚に破らせといへるも。此虫哈
の所にんを法をさせむとなり。その虫哈の下に事の字を重
たるハ。琉球よりとなし事の字を始こして。虫のくひたるさ
まにんせたるゝ。又次にも今一ッ虫哈をなしたるハ。こゝ一ッ所ハ。もし
人の疑ハむかと思ひて。あぐひあること然んせたるゝ。然まバ

とおぼしけれど。まづ漢籍（カラブミ）を皇国のさまをいふべし。後世のさまハ。け方の人もよく心をとゞめて。上古のさまハ。け方の人もたしかにわきまへざるゆゑなり。

け方の人ハ。け方ものを。け方の人もたしかにわきまへざるゆゑなり。

遠つ世や遠つ御代のさまを。け方の人もたしかにわきまへざるゆゑなり。

をみな伝ぞるこゝろ。け自謂と記せるも。実ハいづこのさまをも鄙のをこの者ゞどのこゝろの西皇のさまかり海りしが。かのあめつちの初発（メハト）まれむ事を。

偖りてみぶりかいひしるもの身やしをむ。とかくふおぼつかなきことこゝろ。抑泰伯そ。

け或記ハ。下の今掛を信かせむとてしめ張本かく造てふ物語のやうにぬくこゝろるものこゝろ。け自謂太伯之後といへるより起りて。此方にても中古よりしかいひ伝ふるの説を信ぜしものもて。姫氏國などふ名をさへ作れり。又近世或人も。天照大神と同じ八。そもそも呉泰伯にて。迹を蛮夷に遁給ひしかよまむ人もをべし。さて泰伯のさまハ。史記に。自謂太伯之後といへるより起りて。此方にても中古よりしかいひ伝ふるの説を信ぜしものもて。姫氏國などふ名をさへ作れり。又近世或人も。天照大神と同じ八。そもそも呉泰伯にて。迹を蛮夷に遁給ひしかよまむ人もをべし。さて泰伯のさまハ。め張本かく造てふ物語のやうにぬくこゝろるものこゝろ。け自謂太伯之後といへるより起りて。此方にても中古よりしかいひ伝ふるの説を信ぜしものもて。姫氏國などふ名をさへ作れり。又近世或人も。天照大神と同じ八。そもそも呉泰伯にて。迹を蛮夷に遁給ひしかよまむ人もをべし。さて泰伯のさまハ。

天より降り給ふといふハ。その子孫の呉国より渡り来給へるをいふ。もべて迩き世のけ方の説をいひ出るを殷鑑とすべし。自謂とハけ方の人のみづからいふ詞ぞ。上古よりけ伝へもてゝ。

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

あらぬ。西戎なれど。皇国までハ何のあづかるところかあらむ。然るを世々の人。何事につけても漢国をみだりに尊尚する心まで。孔丘が至徳とほめたる人なれバ。さるきはめにおもひて。此説をよろこぶ人も中古よりありし也。今此論者のいへるハ。須佐之男命を韓人也といふを根本として。某のことを皆韓より起(オコ)れりとするもの也。此泰伯の説もふるきからぬふみに出たることなれバ。廃(ステ)むべきの謂(ヨシ)なきに。是をも引入て説を作れる也。漢籍に拠て説を立むとならバ。倭ハ泰ノ徐福が後也といへることもあれど。これハかの国にて尊(タフト)まぬ人なるゆゑに。此方にて此説を取る人なかりけれど。論者ハもとより古とさる事に皇国をいひおとさむとするもの也けれバ。泰伯よりハ此徐福ぞ勝

代をうけし漢の神爵二年に近く。又海に浮(ウカ)びて東方に来りしなど。かくこれいと似つかハしかるべきにもあらぬことをバ引入ざるハ。考へもせるにや。さはあれど皇国ハ。ゆかりなくとも天照大御神の皇統なること昭かなれバ。いかなる巧言妖妄の説ありとも。かゝるふみに惑ハぬことも。かゝれバ。何ぞむかしのことをみるべくもあらぬものをや。又かの或記ニ神武天皇より以来ハ仲哀天皇まで尽(ツキ)させ給ふ下畧といへる。是にても又論者の偽作なることいよゝいちじるし。仲哀天皇にて尽(ツキ)させ給ふといふ説ならバ。応神天皇ハその皇子にもおはしまさずといひて。さてなにをとぞいふべきなるに。応神天皇の皇子をいふにとてもいはざるも。又かの神武帝より父をいれ

ざると同じ作えて。今按ふ胎中天皇いろく疑しといふと
お照さむとの先のことくなるべし。意神王皇の作るハ下に辨ずべし。
海宮といふは。琉球の惠平也嶋（エヘヤ）といふ。日本紀ふ阿麻美（アマミ）又
菴美（アムミ）ふ作ふ。嶋の東北ふ山あり。天孫嶽（アマミガダケ）といふ。土人いはく。
此山上古神人降臨の地へ。故ふ嶋の名とせと。神人降臨
とハ。則彦火々出見尊ふ作るふて。太伯の裔此嶋に渡
す。玉依姫を娶て。神武帝生れさせ給ひ云々
海神宮を琉球のるすんとハ。さきに或人もいひ。又射馬之といふ説
もあて。そこも〳〵海神宮のるすハ。佛出ふもかゝ婦ゑにも。全く
似たるるすれ所まハ。天竺ふも漢国にも上古より傳へ来たれ

を。かゝ国ふは例の如まちりしらふて。尋常の小理ふ子づゝて。
海底ふ別ふこれあることを伝ずることなれば。已がんたにまかせ
て附会の説をなせるくかやうふまこしづゝ所かゝ事を捜ふし
て。そこぞかしこぞといはるゝ。いかやうにもいひなさることぞかし。
今論者天孫嶽神人降臨の地といふを以て捜とされた。神代
の三世は日向国に坐ましゝかば。その間ふ為く琉球の地へも
行幸（イデマシ）しるすもあて。さる傳へのあるも知がたし。又かゝぶゝ弘
簡録了。琉球云々據其世纘圖云宋淳熙十四年舜天即王位舜
天為朝公之男子云々民苦疾疫多依英祖英祖者天孫氏之後也
といへるを。或人の説ふ。為朝公といへるハ。即結西八郎為朝のるす

にして。かれ国人今にいたるまで。為朝の子孫といひ傳へて。舜天王
と号せられバ。英祖といふもまた旁支にて。王位に代りたりと見えて
なりといへるを。誠に然るべし。為朝も皇国の人にて皇孫の源氏
なれバ。天孫の後といひつたへて。かの天孫嶽といふハ。その天孫を祠
まつる地などにてもあるべし。されバかならずかれ論に天孫嶽といふな
れバとても。かならずしも海神に由ある説にハいかでかあらむ。又論者日本紀
等をばさへてとらバ。たゞいとさかしに是をいひ破らむとせらるものゝ。
天孫といふ称につきてハこれを用ひらるゝハいかに。もし日本紀をとら
ぬものならバ。天孫といふ称をも取まじきことなるに。己が要ある
ことある時ハ。まかりくられ取用ゐることこそいぶかしけれ。又恵

平也嶋の所に。かゝぬことを多く引たるハ何の用ぞや。又出で
をつまゝに詞といふ名の説にもあらバ。天孫嶽といふ名の説
にもあらバ。もとより海神に由ある説にもあらバ。ゞ惠平也詞
といふ名を説せる然るなれバ。さてハ無益のことならずや。さて又泰
伯の裔此詞に渡り来てさし然るハ。何の據もなき例の妄説也。
天孫嶽なるとひ玉依姫に據けるにもせよ。泰伯の裔にて何の
縁かある。みづからも此縁なきことをおもひつかバ思ひつるか。
かれ或記を作り出して強て縁をなせるなるべし。されど海神
宮のことハ此作ことにハいとあまりに遠きことなれバ。かく引入れたる
なり。天孫嶽玉依姫を餌にして世人を泰伯へ喰(クヒ)つかせむため

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk
ガラス使用

免れ[ず]。

断髪文身ハ呉越の古俗[なり]。三才図会[に]云[く]有大琉球小琉球[と]云[ふ]。
男子去[リ]鬚黥[ス]于手[に]云[ふ]女人以[テ]墨[ヲ]黥[シ]首[に]為[ス]龍蛇文[を][と]。琉球の
古俗旬呉と同[じ]旬呉の人[に]まて[うまる]風俗あるを知べ
し。日本決釋ふ[ら]れバ。本邦[も]と文身の[ま]ぬかれバ神武帝東
征の後。[も]人[に]まて[そ]の俗のうつる[ら]ん[も]
琉球男子黥[ス]于手[に][と]いふ[と]。北史隋書等[に]琉求國[を]伝ふ。婦人以墨
黥[ス]手[に]為[ス]蟲蛇之文[ヲ][と]云[ふ]も。男子黥[ら]るゝハ[ま]れ[に][こそ]あ[ら]め。三才図
會ハ[ま]北史等の文をとりて[ま]ぬかれ忽[ち]誤[ま]るもの[な]り。[そ]の風俗同[じ]
[か]れ[ど]とも。[ま]呉[ま][に][ま]ぬかれ[ら]ぬ[と]云[ふ][こと][も]。[ま][た][う]つれる[ら]ん[も]
[か][ら]ず[と]いふ[べ][く][も]ふ[ら]ん[も]。

おのづ[から]同[じ]風俗あるもの[も]あ[ら]ん[も]
那[リ][と]。[ま]た[に]あ[ら]ず[と][も]。日本決釋[と]いふ[ハ]。[ま][た][い]ふ[ハ]或記[ス]乃
多[く]ひとゝゆの[も]。これ漢籍だ[に][ま]ぬかれ[ら]ぬ[と]
まて[と]。[ま]た書名を[ま]ぬかれ[ど][も][ま]ぬ[と]せる[ま]ぬ[と]。さ[れ]ど[も]一[ま]ぬ
後学の書ハ[い]ふ[も][ど][も][ま]ぬ[と][も]いふ[そ][ま]ぬ[と][も]。[ま]ぬ[と][も]
人をひ[ぶ]もく[ば]り[ま]ぬ[ら]ん[も]。[か]く[ぶ]ふ[ハ]倭男子皆黥面文身[ス]以其
文左右大小別[ヲ]尊卑之差[ヲ]と後漢書[に]いひ。魏志[も]今倭水人好沈
没捕[レ]魚蛤[ヲ]文身[テ]亦以厭[ス]大魚水禽[ヲ]後稍以為飾[ト][そ][る]どいふまで[ど]も。
信用[そ][る]ふ[た][ら]ん[ど]。[も]ふ[ふ][こ]れ[ハ]上古九州の海[を][も]のひ[ろ]ふ[ま]などの。
[け][る][ま]せ[ら]ぬ[そ][ま]を[そ][ん]て[ま]ぬ[と]を。[ま]た[ま]ぬ[と][も]。[ま]た[ま]ぬ[と][も]。[ま]た[ま]ぬ[と][も]。[ま]た[ま]ぬ[と]

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

なるべし。大かたかの書どもなどに。皇国のことを志るせる。非なるすい
いとおほし。其中にまれくに実を得たるすもまじれる
論見て。それに准じて。非なるをも皆実ならむと思ふまい
と思ふ。筑紫の偽僭の者にあざむかれて。そこを皇朝と心得
て記せるすなど。おのまたに駁戎慨云を著して辨じたるが
ぬし。すべて他国の事を記せるハ。思ひの外に浮(ウキ)たることの多
きに。代々の史をこれかまた引合せて。こゝかに考れば。お後
お遠して合ざることおほく。お史の非は後の史にて見たる
もまた。又その風俗などハ。おほくハ前史によりて記せる中に。も
と誤まるをも考へ正さで。其まゝにしるし。又お史を麁忽に見

誤りて。所らぬさゝかに記し遠へたるなども多く。又よくも知れざるすす
を。人のいふまゝにしるして。大に実にたがへるもまた。又その国々使者の
ゆきて。まのあたりに見ゆたるところを記せる類なるにも遠へるすす
多し。そはその使者の復命の時に偽ハまること殊に多く。又誤れる
すもあれば。又すべて漢国の史を。漢国を主として記せるあなる
なに。その文のさゝかにて他国ハ皆賤しくて漢国ひとりそれに中の也
ることを多し。漢字を用ひざる国にて其王より贈まる書などハ。大かたそ
のこと説明て。漢国人の譯し出ばなれば。其文漢国王をいみじく
ゆふとゝたるぬくに半なせり。これらも実にハ其国に其王のこゝハ。
たゞ隣国匹好のおりむきなりしをも。おして朝貢のぬくに出れ

志るたぐひぞ多くるべし。すべて漢籍ハ。かやうの所をよく心をて見ざれバ。まどはさるゝるすおほかしぞかし。又むさすゝに虚妄なることさへ。その例を一いはゞ。梁書南史などに扶桑といふ国の傳を立たる。其國在大漢國東二萬里地在中國之東といひて。その風俗などあく記をり。今考るに。もろこしの東の方に。別に大漢国といふべき国も有く。又扶桑といふべき國も有ること有しことひ其名を時代によりて加はるを。実に其国有しバ。今もあるべし。今さる国有ること有られず。これ全く虚妄なること論なし。さるを齊永元元年其扶桑国の慧深といひし僧の。荊州に至てかたり々る語のまゝを記をるよしなり。思ふに此僧まことハ何者の国の人

なるゝ志らねとも。古き書どもに東方日出の處に扶桑といふことの有し思ひよりて。これ我國の名に佐里。その風俗などまことしぞにくはしくいつたり作りて。おのまゝその国より来たりと所ざむれいつるを。虚実をよくも察せずして記したるなん。かくて後の書どもにもつぎ〳〵に記せる程に。法ひに実に有る国有るやうに思ふ発生。これその始ハたゞうの一妄僧の虚誇より出たるなん。然るにその本をえさとらずして。皇国のみを琉球のみなどさへ思ひよするハいと愚昧ん。すべて漢国の史を他国のみをいへるハ浮説のおほかるゝ。此一ツまてもおしはかるべし。抑からぬことをかくのぬくうれたることの多うる我。えゝきまへさとらずし

て。初さすらに是は正しき物と思ひ信じて、かへりて皇國の正しき古傳をバ疑ふハいかなるんぞや。但し漢籍ハ古(フル)く皇國の書ハからにくらぶれバ。いたく後にして。今傳ハるところ。ふるきも和銅養老の比出来たり。殊に日本紀などは。から書を取て出る文多し。それまでよりなにも古出おほくまつとハいへぬれた。それも仁徳履中の御世以来にあるべし。然まだハそれより以前のものは記せるなし。文字書籍の類を世なれバ信じがたしとぞ思ふらむ。然れたこれはたゞ一つたりの見解まで。今かしこまらざるものゝ。其数ハ皇國の古傳も。古語拾遺序に。上古之世未(タ)有二文字貴賤老少口口相傳(ヘテ)前言往行存而不忘とあるめく。文字類なりし世には。口語をもて傳へしるの時。甚正しく詳に全くして。中々に出籍にかきつゝたるよりもまさりて信ずべし。然すこし。かくいひても猶おぼつかなきものと思ふ。然れた。文字は用ひなれて。何るのもそれに。ゆゞぬる後の世のんもて思ふとは。大にさがることゝ知べし。又日本紀の文のるのハ。おのれ古るの記傳の首巻に委く論ずるがめし。撰定の意趣をよく心得て見るときハ。文につきて疑ふべき物にはあらず。文ハ文と別に立おきて。古るの記と引合せて。古を古言をつまびらかに會得するときハ。神代のるのもまことに誣がたく。口傳への正しく実類りしことを。おのづからしるべし。その時に至りなむ。返りてからぬ事は信じがたきものも。おのづからしるべし。

然れば世人いまだかゝぬこゝろの惑ひをえまぬかれず。古事記
日本紀をまことによく解すること所ゝはざるが故ふ。古傳を疑
ひてくゞへりてかゝぶこをだ信ずるんなり。

言語

本邦の言語。音訓共に異邦より移里来るものゝ。和訓に
ハ種々の説あれども。十に八九は上古の韓音韓語。或は西
土の音乃轉ずるものゝ

すべて此論者の心は。はるか上代ゝは。此西国に人も如くて。い
はゆる無人語(シヤ)のぬく如きしを。韓より移里来て後に。人ハ出来
たりと思ふ事や。又人ハもとより無きながら。韓漢と性来せざり

し以おハ。すべて如もいたび。瘖のごとくにてあるしるすと思ふ事や。
もしもとより人所ゝば其人みな如いたびに居まじ今れば。おのづから
の言語所りしるす論如し。然るに今言語ハみな異邦よりうつり
来れりとハ。いかなる強言(シヒゴト)ぞや。又音とハ漢字音をいふ事。字音は
もとより和国より来れること論なし。されど上古には字音の
言ハ所ること如し。言に字音をまじふるハ後のことゝ。又訓とハ皇
国言をいふ事。皇国言ハ神代の始よりおのづから皇国言にして。其
然でしくなるすぎらに諸の戎狄言(カラコトバ)と同日に論ずべきにあらず。
但し韓国と性来はじまりて以来は。数千言の中にハまれ〳〵
三韓漢の戎言のうつりたるも無きにハあらず。論者のこゝに挙

かゝる数云は中にも。全く漢字音なるをも韓語なるを。なきにはあら
ず。是れ其の類多くハもとより皇国言なるを。志ひて皆韓語
なりといへるものあり。あるひはまれにハさること有れども。其のまれなる
を引出て證として。子云某語ハ某語也と云ふは。牽強にあら
ずや。殊にこゝに出せる言どもの説を。鹿を馬といへりしより
も甚し。又数子云の中にて。他国とおのづから似たるも同じ物もあるべ
き事をしらざるにや。又古へ韓の国人ハ多く皇国に服属して来つれバ。彼
ねに往来ありしく。たゞひに此方にても彼方にても久しく住まり
居りし人も多かりしかバ。云語ハ然るべし。衣服器財風俗
なども。此方より彼方へうつりたるも多しと見ゆるにぞ。それを

まづ夫より彼より学び移りたる物とおもへるは。深く思はざる心からこと
なり。但し其も敢てしひて彼をまねといひ曲る(マゲ)論者の説も
ありける。抑皇国ハ文字を始として。後々天下の制度までおほく
かの様を用ひたれど。人の心までことごとくかの如くなりぬる故に。
上古よりいまだうつらざりしハなかりし以前のすがたまで。ことごとく後
の格を以て推(オサ)むとするは。かのふみ学者の癖(クセ)なり。かの異国と似
たることのあるをまでみなかれにならひて移りたる物ぞといへるぞ。
鳥獣草木の名どもも同じさま多く。又人の形も頭面手足目
口耳鼻まで全く同じ所なる事を。さもかれにならひて作
りたる物とせむとや。又人もその始ハかの人の来りたるが漸に多く

国立国会図書館 タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk
ガラス使用

如まるゝ。鳥獣もまとハし。こよりゐて来るゝ。草木もから西の種(タネ)をまきゝ元ろめくるゝと強説(シヒゴト)せむとするゝ。山川などハいかに。これもまとかの西より私にのせてはこびもて来しゝといはむかはしふべし。殊に云語ハ。第西おのく異にして。その清かひやうも又各異なるものゝ。その例を一ツ二ツいはゞ。皇國にてハ。形をみる。聲を吹ッ。言(イハ)ば為(スル)こと云しなどいふを。漢西にてハ。見形聞聲不云無為とやうに。躰用をさかちまかいへり。諸(モロく)の言ゝ此格なり。其外も異なること多し。これ亦准へて知べく。又餘乃西々の云も。おのく異なること准へてしるべし。これ云語にその國々の自然の事にして。他より如らハざる明説ゝ。かゝ得ること他西亦如らひて。本のいひざるを改名変(カフ)ること我如べくむやす。もし他西の人皇西亦うつり来て。雜居するとは。其人の云語皇西言にてそうつれ。皇西云ハその人の云ふうつるあ亦はいふべし。上件の子細どもをも考へば。ちゞ大よそに論じて。人をまぎハさむとするゝいとをこゝかし。

姓氏

國朝諸姓。其元三韓の官名及其云語に出るもの多し。是又上古此邦亦ても。韓の官職を用ひらるゝ一説とすべし。

諸氏の中に。韓西より移里来たる人其の子孫の姓尸も。やがて

その本国の官職などをとらへ称するも如きにあらざれば。もと
より此皇朝の人の姓尸ハ。みな本より皇国の地名又ハその職な
どにより皇たる趣にして。韓の官名などによれるものなることなし。
然るに是をおもふく韓より出たりと思ふハ。例の古へ昧きなれば。
はた強(シヒゴト)言也。さてこゝに挙たる臣連縣主直等の類を加婆(カバ)
祢(子)し。これ外国に無き趣にて。尚(アツ)べき字なきなれば。日本紀にハこれ
をも姓と書(カ)きたれば。姓とハ別なる趣し。後世にハ尸字を借用(ヒ)
て。姓と別(ワカ)てり。佐伯をこの中へ出せるハ笑ふべし。さて加婆祢もみ
な本より皇国の言にして。各其義あるものなる故。例のみな
韓国の官名に附てむとせる。いとく迂遠なる附会にして。

一ツも似つかハしきことなし。誰かこれを伝せむ。又宿祢の義を
釋にいへるごとく少兄(スクナエ)し。又皇子に大兄(オホエ)と申し法名をこれかれる。
これらももとよりみな皇国言也。大(オホ)と少(スクナ)とを對へていふ例古言
に多く。兄(エ)といふ称もつまに多し。いかでか他国に如らへ望とせむ。
そのうへ高麗の大兄少兄のことハ。もと魏書のかの国の傳に。其官
名有謁奢太奢大兄小兄之號といひ。北史にハ官有大對盧太大
兄大兄小兄云々凡(テ)十二等といへるハ。大兄の上に謁奢太奢或ハ大
對盧太大兄などいふなり。然るを皇国にして皇太子皇子などの
法名に。その謁奢等の等きをとらべして。次々なる卑き大兄
の称をならひ取(リ)のふべきやうなし。高麗の官名をおもづから

同じきか。又そこなるの称をとりたるかもしれかし。

國號

日本の号。西土の書に考ふるに。唐以前の書に見ゆるなれば。こゝ日本紀を始め上古日本の字は用ゐるハ。みな追記なること知べし此論はまことにかたることゝ。但しかゝはるまで。こゝ西土の書をもて考へて。此方の古書に考へざるハいかに。古ゆ記に日本といふ字なれうへは。他を得ぬるに及ばぬるゆゑ。又唐以前といへるもさがへり。隋以前とこそいふべけれ。唐の書をこゝハ。日本とゆるゝ。猶国号のゆるハ。已さ紀に國號考一巻ゆゑ。論者のめく古に昧き考へにてハ。詳なることは知べ紀さて後にゆらば。

倭大倭大和養徳みなやまゝと訓ぜこそ。養徳と書しよりも考ふるもバ。やまとハ倭奴の物語なること必せり。大倭大和などゝ出るをバ。おゐやまゝとよむるゆゑ。こゝやまとといふに。大字を加へてゆゑる例なし。然るをこれらともやまゝと訓ぜゝいへるハ。例の古へよくら紀なり。さて倭和等の字のゆゑも。国号考に委くいへり。やまとを養徳と出れしハ。聖武天皇の頃時こゝ志ばらくの間のゆるまで。その始終日本紀に見えたり。是はこゝ音の似たる美字を撰(エラビ)て。改められたるにてそゆゑ。いかでか倭奴の物語なるも。美号は立むとして。倭奴などゆゑ。

いふ名を取なはむ物ゆへ。此論なるとハ。聖武天皇の時代ゆゑにかゝる
撰ばせたる字なることをも考へしらびして。例ばみぐりにいふ
ものゝ。又倭奴ばかりも。昔より大に誤り来れり。そのよしハ馭戎
慨言に辨ず

本ゆるをもて本の西。火ゆるをもて火の西といふ事は古ゆ
ゆべし。其餘西号古出ゆゑにたるハ。後世名づけて追記し
たる物ゆゑ。始より此名ゆるゆゑにゆらび。按伊弉忍穂共ゆ居西
于の物ずるその事を云し

天下諸國の名又郡郷等の名。いづれも皆いとぬるし。ただ其文
字ハ後ゆつきたる物にして。正字もまた。書をかれるもまた。訓を借

まるもまたて種々ゆゑ。其中に字書を借用ひたるやう。地名は
一種の格ゆり。まへて地名ゆゑ字書を用ひたるハ。みな假字にし
て。字ゆゑにハ所きことゝ。然るゆゑ論者のいふところハ。漢西ハ例のめく。
名と字とは一ッゆゑにたるゆゑや。その字をさして名といふは。皇
西の古出ゆゑ昧きことゝ。本西火西のめきも。後にハ紀伊西肥西と
出ッにハゆらびや。これらゆゑても。本ハ名と字とハ別なる物ゆゑして。
名ハ字にはかゝはらぬことをはとるべし。されば餘の西名もみ
な字ハ後の追記なれども。名は本よりまたて古きこと。此紀國
肥西ハ准じて知べし。これらハいとよく分きたるゆゑに。
狂えつゝ記まへしらぬゆゑや。こゝへまゝ古ゆゑくらしこと。又伊

特忍穂ニ云々などハ。いふかもぐるゝぬをこゞとん始よりしていく度かけ居西于を引出て。汁にも菜にも肴にも用ひたるこそ。いとも〳〵をかしけれ。

容飾

上世文身黒歯被髪をこそ。文身いづもの時に禁ぜられしを知らば。履中紀によれバ。應神仁德の朝に止めらるし

しかれ乎

上世男黒歯のるゝ所見なし。からぶゝ又後世の出にいつるハ按とするにあらば。被髪のるゝハくさぐ考へて事もく又こゝに緊要の論にもあらざれバ畧しつ。黥面文身のるゝハ上に既に辨し

たり。履中紀によれバ云々とハ。黥面のるゝなるべし。彼紀に文身のるゝハ考ふべきるゝなし。黥面のるゝハ。阿曇連濱子が死罪を宥めて黥之(メサキ、黥ヲ云ヒ)るゝ。又飼部(ウマカヒベ)の黥(メサキ)の氣(カ)を。淡路島に坐(ス)伊弉諾神の悪(ニク)ませ給へるによりて。飼部を黥(メサク)ことを止(ヤメ)なひしるゝ。履中紀にみえたり。ちゝ

ねらをいふなるべし。されどこれらの事ハ返りて。上古より黥面することを云かりし說とこそすべけれ。いかにといふに。もし黥をなるゝ上古よりなべての風俗なるゝバ。死罪に行ハるべきなどの重き罪を。これに人なふべきにあらば。あとひ既に應神仁德の世に止られたりけ。それを猶いと近きるゝなれば。上古よりの風俗を。人をさのゝ恥辱とも思ふまじ

なれども。又上古より近代までの風俗なるにや。伊弉諾神いつ
でかち気をふくみ給ひしゆゑバ此二つなるをもて。黥は上古の
風俗にはあらざりしなるをしるべし。飼部が黥せしハ別に
ゆゑあることなるべし

衣服

上古衣服なるは千早なるものにて。千早の製一條の布を用
ひて。その横幅の中間を裂て。頭を出し。其両端を以て
結来る小野妹子入隋にも是を着しゆへとみえたり。
千早といふ服ハ古くよりあることなし。然るを上古にこれを
着しよりといふハ。例の論者の妄説なり。かの和名抄に本朝

式褌褌褌讀知波夜未詳とみえたり。未詳とハ。此字僕にハ
字書にも何とも見えざるなどいふなり。又ちはやと訓るを疑
ひしなるか。いづれにまれ此ものは今論者のいふがごときものなら
ん。天武紀には褌をもまへもとよみたり。前裳の謂なるべし。但し
是をもちはやと訓べきか。詳ならず。中古以来巫祝の著
たる千早といふものは。上古の意須比の古製にして。その
着法なども変りたるなれど。論者ハ変ることも知ら
ぬなるべし。さて上古の衣を千早のごとしといへるハ。例のかの書
に男衣皆以横幅結束相連女人衣如単被貫頭而著之とい
へるを據として。是を着したる躰。甚見苦しき圖を新作

して。千早の製之といつる。皆強て皇国をいやしめおとさむ之先の妄説之。ちはやは襲にせし服と見ゆれば。本製豈(アニ)かくのめき物形らむや。抑論者須佐之男命ハ韓人。神武帝の御父は呉泰伯が裔といへるに。その御子たちハ何とて韓衣呉衣をバ廢て。裸躰同おの子早のことを著給へるぞや。そし韓呉の風うつりなバ。そのうみより韓衣も呉衣もまゐべき物をや。諸に尻口(シリヰ)の所をぬといふハ此論者のるすんの里。又小野妹子隋へそこれ給ひてしらうといふも。下文に意神天皇の時より君臣始めて韓衣を着たりといふと。自語ゆゑちまちお遠せりいうぞ。妹子が隋にまかりしハ。推古帝の十四年ぞ。

それよりまへ十一年に。十二階の冠をさへ製せられたるに。いかでか論者のいふ千早の御物のことを著せて。異国へハ遣すべきぞ。これハ隋書に男子衣裙襦(ヲ)其袖狹小云々頭亦無冠云々至(テ)隋(ニ)其王始制(メテ)冠(ヲ)といへるを。心得たがへていふなるべし。

後云千早に襷裸の字の用ふ。子早を着たる背の躰。又其紀をかけたるめきなに倶(カリ)用ゆ形らむ云々千早振神代といふ此ゆゑなり

和名抄に知波夜とあるは。裸一字の訓にして。襷(タスキ)とハ別なるを。ゆゑすれをかけたるめきなにとハ。大なるお遠ん。すべて論者の説かくのめき疎漏多し。心をつくべし。

又子孫ある神代といふ事ハ腹をかゝへて笑ふべし。何
を取り出て詮搜ふせむとするから。うゝる稚(ヲサナ)きす
ぬさへいふべし。袖ひらばこそ振(フリ)をすべけれ。図のめくにてハ何
をふりしかゝ。かへ〳〵ならぬべし。さて襷(タスキ)ふつ和て論者
の此所の説ハ非なることゝいはむ。抑襷(タスキ)ハ。神代より膳羞の
類又ハ供神物をとりまうなふ人ハ掛る物にして。古語に忌部
ハ弱肩(ヨワガタ)に太襁(フトダスキ)とりかけといひ。祝詞ふも襁掛(タスキカノ)る伴の緒と
いひ。景行紀ふ磐鹿六鴈(イハカムツカリ)の。蒲をもて手繦(タスキ)として。膾(トマス)を作
りて進(タモツ)ことしるすれども見えたり。今ハ世にも食物をとり
まうなふ者ハこれ紀かゝらば。同じるすべし。されハ是もその

供神物食物に。袖の觸(フレ)むことを憚り恐まして。袖をかゝげ束
ねるゝ先に掛(カク)る物ゝ。もし論者のいふ所の子孫ハめき衣
ならむにハ。袖なければ襷(タスキ)をかくべき由なし。是ふて上古
の衣不袖もましるすを知べし

叡福寺縁起に葬礼の古図あり。其地を掘り又墓を
治むる人。千早を見たるなり。其外後漢書魏志晋
書等ふいふこちらハこゝとし

これ後千早といひて。古ハ衣服のさゝゑとしたるハ例の強(シヒ)
ごとし。これハしらず墓地を堀(ル)とて。土泥に穢まむるすを避(サケ)
て。さとけらに袖をもなく短袖物を見たるなるべし。今ハ世

とても葬の壙を堀者などゝかく始めきさゝめるを。先まゝ
今の世にあべての衣服の例として可知らむやた。
應神帝御宇縫女二人を貢ぜしよし。始て君臣韓衣
を着ゐり。然まゝども庶人ハ裸形なり
しとぞ
縫女を貢ぜしハ。物縫ふてその巧なる女を免されしこと。これ
より以前に裁縫の制ありしにはあらず。此後雄略帝
の十四年にも。呉国より衣縫女を貢じたれ。これを以て
應神帝の御時にも。裁縫の始免にはあらざりしるを進
知べし。もとより此方にもあれがら。猶ますまるがあれば。

韓より免されしことハ。此外の事にも例ありし。海東諸國記
といふ朝鮮の書に。皇国のるゝ事をいへる。天皇代序の中に。
應神天皇十四年始制衣服と記をるも。此縫女の事
志るを誤りていへるゝ。此天皇代序ハまべて。後世の年代記や
うの俗書を取て記せるものゝ。さてはたゞに應神天皇の
御時より始て韓衣を着たりといふも。後に唐服を用
ひたるしに准へて。おしはかりにいへる物にて。何の授
も明記なしとゝ。日本決釋とて引るゝ。かの或記のこゝひ
ぬこゝ此の事也。
河内國石河郡山中古塚に土物一枚を堀出す。其形

左衽狹袖左のめし 図

土物のあぐひは。こゝ人の大よそ形を造まるまでにて。衣服のどのこまかなるさゝまで。くはしくハ造りつくべきにあらずまバ。誰とするにあらず。今の世とても紙雛（カミビナト）などいふ物をみよ。衣服のさゝ甚廉にして。袖ぐちなる組をや。古への土物も思ひやるべし。ちまどころに挙たる図をみるに。まことに上古の衣服の大よそのさゝは。是にぞ似たらむ。但し裁縫韓服に似たりとて。必彼（カレ）を取まりとするハ非ん。すべて衣服のさゝハいづれも大和に似たる物なれば。おのづから韓と似たるすもすべし。又韓吾に称らへるすもすべし。いかでか一偏にハいふべからむ。首飾のすもを是に同じ。さて左衽のすハかの河内国の土物のさゝ称らず。所々の石人なども。古くみゆるハ多く左衽なる後。續日本紀に養老三年二月初令（メチム）天下百姓右襟（ヲモ）とあると合せて思へば。これより以前ハ。庶人にみな左衽なりしすもすべし。抑衣服の制令は。推古天皇の御時より見えて。御世々を経て沿革の漢国の制に称まで。持統天皇の御世に百姓の服制もすしに。其後養老にもするまで。左衽をバ改められざりしすハなかるべし。是によりて思ふに。漢国は右衽にして。左衽をバ夷狄の風といやしむるすなれば。よく思へバ実にハ

いづまをよしたまつしたまへむべ紀ますかならばされどもし
萬国みな左衽ならばかならば左衽にて宜しき理あること
なるべし。諸の異国の服みな左衽なり。又本より右衽の國も
ならず。あるゆゑくハ知らずまた。他国をいかなるも所也。皇国の古へ
左衽なりしからハ。ことも皇祖大神の定めおき給へる正しき
制なして。かならば然るべきの理をなることなりきし。かくて
もし萬国みな左衽ならむにハ。其中にならず一国のミ別に右衽
なるべ紀よしなければ。漢国も共に上代は左衽なりけむを。聖
人の智術にて。むとり右衽に改めて。他国と異なるけぢめ
をなして。己が国は中国之。他国は夷狄之といふ志るしと

なしたるものなるべし。然れども中国ハ右衽夷狄ハ左衽となるべき
ゆゑはなきなすなれば。いかでかなるべき。すべてかの国の聖
人といふものハ。かやうの新作をなして。天下後世誠あざむ
くるたぐひいと多し。然るを後人その右衽なるを以て。誠
に中国なるしぞと思ひあふとぶらう。後にはかの国の
風をしたひならひて。右衽に改めたる国こともすべし。皇
国もかの書老の時に改めたまへて。今ハ千有餘年右衽に
なれたるなれば。今の世の人にてハ。左衽はいかなる夷狄乃
風にて。正しかるまじ紀ますと思ふ先れども。左衽になれ
なれば又右衽をいかゞと思ふべし。実にハ何れを正しき人の

んもて定むべきにあらず。何事も皇祖大神の定め給ひ
ぬる皇國の制こそまことに正しきにハあらずれ。古への左衽
を恥のぬくしふ者ハ。漢国にあつくる後世のんこ。

喪葬

此頃みな喪誓の説こ。おとゞく論辨あまた。あまり事
長く那れば。こゝには黙しつ。其説を呼むとならば。さら
に問へ。答ぬべし。

祭祀

天照大神梭を以て身を傷ぬじのふ。石窟陵也の前
に於て。天鈿女俳優をなし。これ又辰韓より傳る巫
をして神を祭らしむる古俗こ。
梭ハ身を傷ひて神(カム)ざりましゝハ。稚日女(ワカヒルメノ)等なるを。天照
大神とハいふ。かく所ぬく古傳を私に乱まていたぶ。何ゆゑ
いたれざらむ。又天照大御神の志だらくけしこゝ坐ましゝ
石窟を。陵こ。とハいふ。そもく此大御神をまたハち今日(コンニチ)まの
あらり天にましくて。四海萬国を照し給ふ日の大御神に
ましくて。常(トコ)しへにましまする。辨をまたび。古傳昭々さ
る物こ。然るに近世なまさかし記学者。例のからぶこ所小理に
那づみて。これ紀伝ぞることあらんべ。こゝ此国土に在し上
古の人ぞと思ふから。くさぐ臆度の妄説をいひ。やゝもすれば

嚴御とりし。法陵のるすを論ずるハ。いとも加しおくゆゝ
しき狂言ゝ。そし此大法神嚴御ましまさむ所ハ。天地は
黒闇と成りて。たちまち此世は泥ろびうせぬべきものをや。
ひるかしこく。又天鈿女の俳優を。辰歸より傳ふる古俗ゝ
とハ。俗の牽強の甚しき。辨をまゝぐ。

神籬を比毛呂岐と訓ずるハ。もと新羅の辞なして。
それを假(カリ)て用ゐるものゝ。殯斂韓書比毛呂岐ゝ。天日槍
が携へ來たる熊神籬も。その父祖の主なること知べし。

殯斂韓書比毛呂岐ゝとハ。例のさらに按なきことゝ。ヒムとヒ
モと通じ。レとロと通ずるから思ひよれる妄説ゝ。すべて

論者の附會みるかくのめしがらなことをいひて。其の意人
をまどハさむとするゝ。いとくおさまし。熊神籬の
るすは。往年或人此名を疑ひて問へるに。善へたる考へて。此
むと思ふ人は別に問べし

磐境ハ墓をいふゝ。こゝ磐境の字の書波安加なれど。
又つひに墓字の訓となれり。

又例の妄説ゝ。こゝ下文に引出たる古事記の婆々迦末を。
強て墓の木の義とせむとて。思ひよれる附會ゝ。そはイハ
サカのイハを上略すればハとなり。サカのサはアと横通の
書なるから妄にこれを磐境の字書といひなして。意人を

かざむなるものゝ。かしこを知識がほなる人。かゝる浅はかなる説をも誰かハ信ぜむ。

天照大神御陵。日本紀以下に見えず。按ふに当時天照大神皇居大和国高市郡にありしこと日本紀に依て知べし。然まで葬りをなれる地も。他国ならざること知べし。和州なるを記せるあたりに天香山をも出雲によれバ。天の隠(カク)れたる山にて。天照大神の御陵なること知べし。纂古集にもなし　神武紀になし

神別記といひて近世偽作せる書に。天照大神の都ハ出雲国之といへるを。或人天祖都城辨といふ書を著し。これを破して。大神の都を大和国といひて。様々なる説を挙たるを。おのれ又其非を辨じて。天祖都城辨々と名づけて一巻とす。今論者のいふところ。多くハ或人の説に載せたるなれバ。今くはしくハ辨ぜず。此大御神の御陵なりといふが非なるよしを委しく辨へにいへり又大和国高市郡又天香山なることに。天上なる高市香山を擬したるなり。そもく大和国ハ後に皇居たるべき国なり。神代より幽契ありし趣。唯らにこそ見えたれバ。天香山なれども。神武天皇以前まで既に此名ありとおぼえたり。又香山を隠山とも書す古書にハさらに見えざること。隠(カクル)をクハ清音。香(カグヤマ)山のグハ濁音にて。かゝる清濁も古言ハ精厳なるを。混渚して言ふを後世の俗解なり。又纂古今

集の前を引たるハ。さとかをさ如し。後世の前ハ何とよりかや
うなるの説とするにあらざるうへに。此前の所をハ。風土記に此山
天上より降りとあるをよりあるにこそあれ。又神武紀に
云々の事のめきハ。天上の靈區を擬したる山なるが故也。

和歌

掛ハ八雲の詠素戔嗚尊の御詞なれバ。三十一字ともに辰韓
の辞なること知べし。云々王仁難波津の前も是に同じく。
難波津ハといふハ此邦の地名。嗟やこのむ竹下ハ。みな百濟の
詞なること知べし。されバ文字の多寡によらず。前は韓
の古俗なること明らかし。

此條などハ辨ずるにも及バず。甚しき強説ハとハ。ゐれもよく
ゐるべし。但し此ハはの前を。是に王仁が作といふにつきてハ。い
さらか疑ひをなす人をあらむか。かの前ハ王仁が他にハあらず。後の人の
他なること疑ひなし。すべて前ハ。こゝも詞も。その時代々の如ぬを
ゐて。あらそひがたき物なるに。此前ハ決して意神仁徳の御世などの
此風調にあらず。なるかに後の口つ和なれバ。かの高和屋にのぞ
まてゐれバといふ前ハ。延喜の御時日本紀竟宴の。時平大臣の前
のすこし訛まる物なるを。仁徳天皇の御製ハといひ傳へたる
ぐひにて准へ知べし。さとひ王仁が前にもせよ。皇朝に乗りて三
十年にも及びしころ此るなれバ。こゝの語言をもよく那ら

ひはてよみたりとせむもいかるすかはらむ。又須佐之男命を
韓人にといふも。もとより論者の私(ワタクシゴト)るすまで。ぢらに捜も好き
るすなれば。八雲の詠辰錦の詞にといふも。辨を費すにあらば。

國史

日本紀をよむにハ。先ッ此国のるすハ辰馬の二錦よりもあら
け。かたはら弁錦のるすもおまじはるとんぞ。それをも
すまじ決してよみざれば解しがたしこそ

此教言にて論者全躰の惑ひをみづから解はしたり。こゝにをかし起こ
とへあり。富士山の上より望めば。朝日の出るさま。阿弥陀如来三尊の
出来迎ありとて。かの山に於ける人皆まち拝むことにて俗説に

まどへる人の目にハ。いかにもかの三佛の形のめくみゆるに。今の論者
の見をこれに同じ。日本紀をおとぐく三錦の出来迎にとんぞて
見るなるに。おとぐく三錦の出来迎と見ゆるをまことに然る
べきことに。日本紀をすべて漢文の潤色多く。巻首に古へ天地未割こそ
のゑぐひハ。全く漢籍をとられりといふことなどハ。誰かこれを知
らざらむ。此類のるすによりて類ひをなすハ。普通の学者の見
解にして。免づらしからば。又からぬことにはべの似たるすなるに
よりて類ふもいまだしきことに。おのづから似たるすも符合せ
なるすも好どうなからむ。似たるをもて類がば。佛書にも様よく
似たることを多き事をや。すべて古云古事を詳に明らかにて。

古事記とお照してよくみるときハ。ことかふべきことも多く。解せぬことといふことを知し。然るに論者三韓より起るといはゞ解しがたしと思ふハ。古書に昧くして。古言古意を明らむることなけれバなり。たゞ漢意にのみなづめる先輩の注釈につきてみる故に。たやすく疑ひをなして解しがたきを。其ある韓よりきけりとおもへるなり。かくていづくまでも其論を立むとせるから。さるまじく韋昭附会の説をなして。みづから足てまさる人にも笑ふべきほどの僻なるわざなりといふにもあらず。又すべて神代の事を疑ふも。みな漢籍の小理に溺れて。おのが小智をりしられんを先とせるが故に。此漢籍の癖を清くはなれて。一わたび古学に入て古言古意に明らかくなられバ。おのづから疑ひをみな晴ぬべきものをや。

古事記の序に天武帝云々

是ハまことに論ぜられたる論也。然るに論者のいはれたる事といへバいさゝか異なり。そもそも古事記伝第二巻にいへるを考へて知べし。又序にかく然ぬき詔命のあるをもて。此記の正実ならずして虚偽なる物なるを説べし。

姓氏録序にいはく三韓蕃賓称二日本之神胤一云々

此文の意ハ。古へ三韓より帰化せし人の子孫の。先祖を偽りて皇国の神の御末ぞといひなせるまぎれのありしをいふ也。然るを論者これを逆にとり成して。さやうのまぎれのあるをもて。須佐之男命の韓の人なることを。掩むがくれより起れりといへる。例の

強ごとん。又論者の言ひ始めれハ。須佐之男命を。日本紀ニ記されたるぬく。もとより此国の神として。新羅へ渡り給ひて。かの国にいませる事ハ子孫としてこそ同じ事なれば。もと辰韓より出ぬといふ説捜ハ少しもなるぬ事なるをや。

應神帝ハ所出をかくしたる事

此天皇ハ所出をかくしたる事。何の書にもいまたしたらず。古事記にも日本紀にも仲哀天皇ハ活子ゑといふことハいと明らかん。然るに論者今かくいふハ。上の皇統條に。此帝ハ活子をいろく疑ひしといへまハ仲哀天皇の活子と云ハ偽にて。実の活父を隠したりといふことなるべし。抑此天皇。仲哀天皇の活子に

なりけるといふ事ハ。近世なる狂儒も稱ひいへ事。すべてかゝぶきにおぼれて。むたすら彼国をそるくせむと思ふこともがら。吾皇統の神代よりつゞけ給ふ事を妬ひて。行事を取り出て。志ひていひ破らむとするむから。かゝる邪説をも巧ミ出をるゝ。そは日本紀ニ仲哀天皇ハ九年春二月五日に崩ぬ。まづ此條に崩ぬ事を邪説の疑ひの始発とし。さてその九月に皇后開胎（ウムガツキ）とあれバ。此活懐姙ハ八年の十二月より始ける事なるに。應神帝ハ活誕生ハ十二月十四日なれバ。十三箇月にあたれ事。又かゝる後漢書魏志などに。此皇后の活子を年長不嫁事鬼神道能以妖惑衆於是共立為王侍婢千人少有見者唯有男子一人給飲食傳辭語といへる。この男子一人を疑ひしといふ

ばと云ふ。大かた此の如くの事ありつゝといふべけれどものみし抑此の天皇の御世の事跡ひしくに神の伝を第一とぞ見えたまふ。又懐姓十三箇月にして生ませ給ひ今をかぎりと思ひ給ひて。免(ゆる)しかくべく詔(のり)給ひ此時に出(いで)ませる八十万(やそよろづ)の神たちを始めて。天下の人のうへをも見給ふ。神のことと事は人にさとらしめ給はんがためなりてこかくやべく記(しる)すべし。然るをうけ給はりて事(こと)鬼神(かみ)道(のり)をほどく伝へ聞つゝやゝみ思へるより。又侍婢千人ありて女王(めみこ)八筑紫の偽僭(いつはり)せる者のまうでくるを。魏の使(つかひ)にだにあはれざりけるを。

那(な)忌(いみ)ば。男(を)一人ありても論(あげつら)ふべきにあらぬを。まして女(め)の身(み)にて。万(よろづ)の事(こと)を委(ゆだ)ね給ひて。もろ〳〵の政(まつりごと)をしたまふ。かゝる例(ためし)は。天皇(すめらみこと)の外(ほか)にはあるべくもあらず。況(いはん)や卑弥呼(ひみこ)といふ名(な)の。天皇(すめらみこと)の御名(みな)にあらざるをや。仲哀(なかつかみ)天皇(すめらみこと)の。神(かみ)の命(みこと)に違(たが)ひ給ひしによりて。短命(みじかきいのち)にてかくれ給ひしことは。上(かみ)の巻(まき)に見えたり。天下古今(あめのしたいにしへいま)の人の父(ちち)母(はゝ)を。慕(したふ)ふ事(こと)は。皆(みな)同(おなじ)けれど。素戔嗚(すさのをの)尊(みこと)八。辰(とき)満(みち)りて。海原(うなばら)を父母(ちゝはゝ)の根(ね)の国(くに)といふ。

こゝに神代紀(かみよのふみ)に。吾(あ)欲(まく)従(したが)二母(はゝ)於根(ね)国(くに)一と。此(この)神(かみ)の詔(のり)給へるを。根国(ねのくに)といふを夜見(よみ)の国(くに)のことゝ。伊弉那美(いざなみの)命(みこと)の。黄泉(よみ)の国(くに)に。往(いま)せるを。従(したが)レ母(はゝ)二妣国(はゝのくに)一と。とこそ記(しる)されて。父母(ちゝはゝ)を同(おなじ)く妣(はゝ)の国(くに)とのみ。

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

なへるるすハ。何れ書かもしてぶなを。母ばかりの国といひてハ。人の信ぜまじ事を恐まして。私に父字を加へてまはらせる巧こそをこなまし。そのうへもし根国といふが新雅にして。此神を国より渡りなへることを掩むかくまはるらバ。母国とも記さるべきに。況や父母国とハいかでか記されむ。かやうの事をよくも思ひたるうまして。みだりかいへるなかに。皆志ひだと知ることの行らハるぞかし。

しまらのことハ。書をよむ人の眼高からざれバ。共に誤じがたく。癡人の前に美をとくがめし。

こゝ又近代普通の学者の常の見解之。むたすら強て皇国をいやし先おとしを眼高しとんはるハ。返りて眼もんも卑くして。漢籍におぼれ惑へるなん。今一層眼を高くしてゐよ。その非をさとるべし。コヽが古学の眼を以てゐれバ。外国ハまべて天竺も漢国も三韓も三韓の国こも。みな少名毘古那ノ神の行るすをも始先なへるものとこそ思ひるれ。さまバ漢国にてもとぐ志くいふなる伏羲神農黄帝堯舜なども。その本ハみな此神よりぞ出つらむを。かの国などにハ神代の傳説を失ひて。今に至るまで。この始先をしらぬこそいとあしけれ。此るすハ猶くハしき考へをていふものゝ。されどもかかくにかからぶこのまどひの除こらぬ人にハまことに癡人前に美をとくがごとくにあれむ。

天明五年乙巳十二月

本居宣長

○鉗狂人

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

[illegible]

[illegible]人の由緒

今はむかし。[illegible]。いと大きなる池のほとりに。[illegible]

[illegible]人[illegible]ひて。[illegible]池[illegible]

[illegible]。中に年おいたる。むかしその池たりしおどより

始[illegible]。[illegible]十年ばかりあるもやぬらむ。その[illegible]

きかつ[illegible]。[illegible]年[illegible]。[illegible]池[illegible]

とぐ[illegible]。その[illegible]人を人のかよひあるもしし

るもなき。その後又みな月ばかりに久しくなでりけしうま

し年ハ。[illegible]。[illegible]久しく[illegible]ぬ

[illegible]。池の面にハみ草どもさま

げまいと志げる中に。まなびまとてよに先でこれ也にまれる事
は。ものより志とに先に為ちて。こゝかしこに生(オヒ)まじまて。さてちよ
げに行かえる。夕家は玉のむりにもてはやされて。いとまぐ
しくおりしろくみえてさるを。東はかくのみぎハにちかれ一
本なむ。こよ如くかじ事ていとまだらに。西のうるなるがむろ
ごりきたるにおしをれて。をれぬしなどしるくれの本よ
ま。まぐいとちひされまの葉の。むとりふるつあはうへにはつかに
えたるを。この翁先とぶめて。大かた此地にまなびぐさとてかくいと
志げくハおひ出て行まども。まさしれハ此先ぐこそめたる。一本
の中はまの葉のこゝにあれ。いとよく似てハ行ン先れども。にしは

うたなるハみなしぢちのまはあらびなむ行る。まさしれ学(マナビ)ハ。まこ
とだなとて。よにまぐまたる花なむ行くを。とし。ごろ此のあぬる
こゝる事にや。あまてさうぐ取りぬるなど。この芸葉のかく生出そめ
つるハ。あも事く取まて。いま又花されぬへきにてハまくれ。むかし此
あまのどもまれそめしも。まろハよくしまるをやなど。おまかにかゝる。
かくいふおきなが名ハ。かゝよのみふことぞいひける。やうく著白くまゝ
に。ほたるどもむかり出てとびちがひ。こゝかしこあ事はうへ。あも志
げくみえたる中にかはかじけたる一本はまねびちよの中なる芸葉
はたしに。こゝにもつまがりぬたる。名ハ大やまとのまさ言。いとちひ
さくかひなげなるはうづ色をつれて。此あがたりをきいるをり。

又西のかたにむろごとゝるうち葉どもにハいとにかゝるゝ中
に。かゝごろも狭麻呂（サマロ）といふ。此東なるとりだのうへにとびうつり来
ていふやう。まうとハいとおろかなるものかな。何の翁が物語ハみなそら
ごとにてそなき。人のいはちよ。これらがよになずらへて思ふに。いかに其
くとも一とせのほどにハよもるじを。五十年にも成ぬらむ程ど
とて。此池のたじ先のるをしも。こんらりをむやうにかゝりなれ
こと。又こゝろりといふ物ありて。此方の上をふまゝなりもつる程ど。其
べてはるたとゝりなるべくもなりけれ。又花さくまことのまなびまな
ハ。此まうとがゐるとゝ柴ぞといふなるも。もはらうけらまじ。こ
れらがゐる西のこそ。くれも柴もこゝよ程くうるハしくさかえて

ハなれといへだ。ぎにいとなりやしく先づらかなるすとハこまじも程
けど。人といふものこよなく命ありなかぐ程るものとしきまハ。五十
年なるなれこと。かならびたるまじ。其さぞ先がらくなむ。又
さバかりむさし程よりをへにかゝむほどにハ。ちゐぐ先づらかなる
るすもも。なまどかなからむ。これらいとはかなきいはちにて。其秋を
ふにたらぬこれ。あふけなくいかでかハ人のうへをバかゐハやそくお
しはかりたるべきといふに。さまろうちこらひて。さはこの池乃
うちに。蟋こそ其れほどよりうまれ出て。命ちきものハなり
ま。いでかゝらひ来て此すさぞ先むといへバ。かゝうへなるみくさ
れかげよ。漢経史（カンケイシ）なぞなハ聖賢（セイケン）といふ。おとなくしげなる蛙

とび出来て。何なかぬ〻まへ。なまにでともおのまもよくさまり。ぱみ
ぎはかむりし物語をする人どもハ。ぱるど暑くなりてこそ。すぐ
みかとてぱるりにハ石の如くなれ。いかしうづきのこ詩まで
ハ。さらか人といふものゑしざりし物を。去年よりのなるなと
とをいかでかしらむ。このまれびまれるゆゑまれそめし其のる
るど。しりがるかゝるこそいとをこなれ。すべてぱ此のあらくさ
どもハ。いづまも〳〵この事おのがいときれりしほどにこそ
はのぐこそ先しか。それよりのなるなでふ草なかハのら
むなど。さとおるくいとかしかるしく呼つゞる後。みぎはなる
おきれ如く〳〵と呼ぶて。

あひそ先し相ざしもしらで。はなびま来なれうへを
何かのらそふ。あるはかれとぞ。夜むしかたげのるとひハし
も。さとぬるとかれど。をりしくおりひ出るゝまゝに。草乃
ついで二むら三むらはらはるかみの有事はかか

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 210.3-To339Mk　ガラス使用

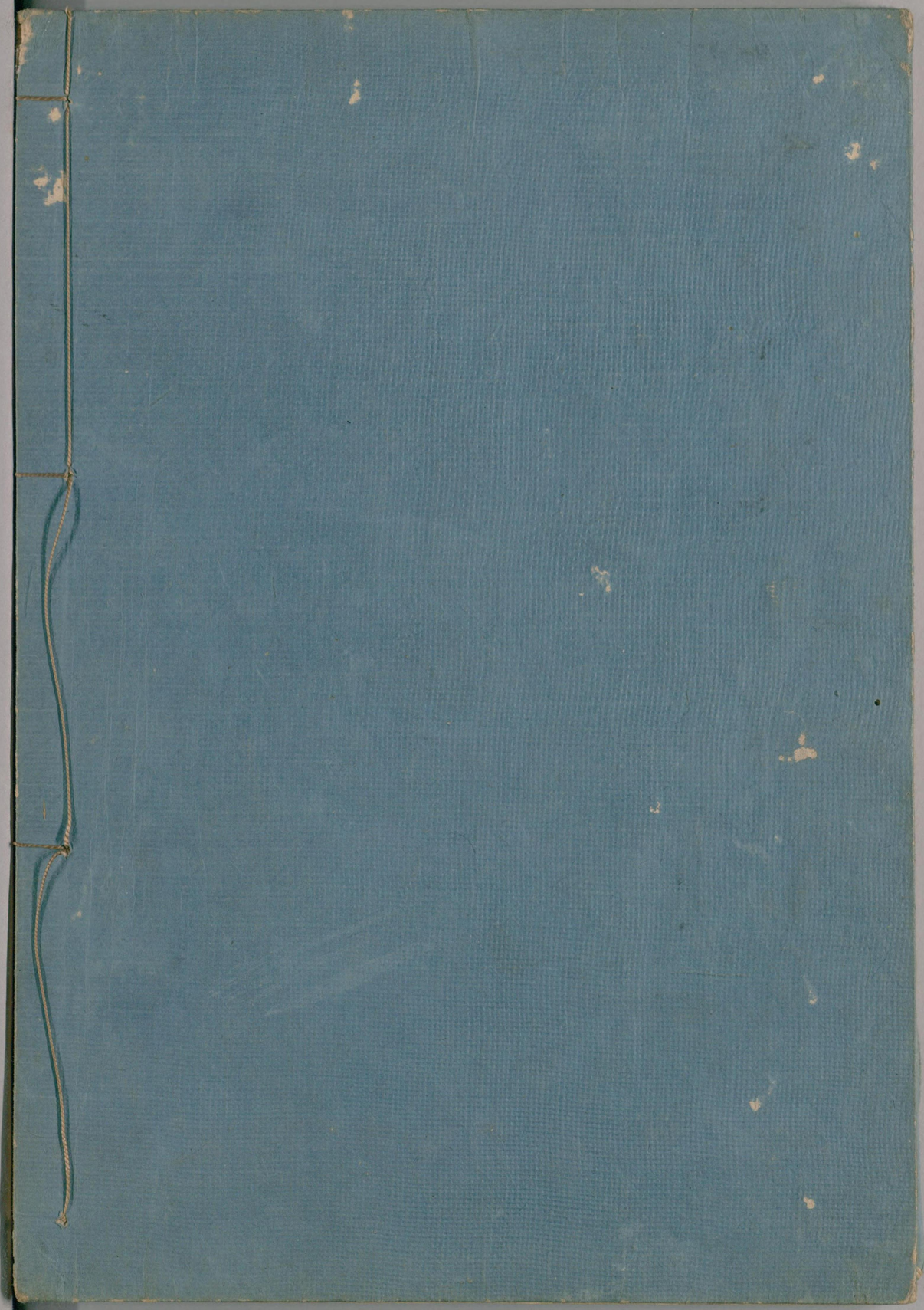

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 210.3-To339Mk

ガラス使用